

2020年8月28日

## SUBARU 消費者庁の内部通報制度認証に登録

SUBARUは、2020年8月28日、消費者庁所管の「内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)」(以下、内部通報制度認証)の自己適合宣言登録事業者として登録されました。内部通報制度認証とは、内部通報制度の適切な整備・運用の促進を図るための制度で、事業者が自らの内部通報制度を評価して指定登録機関に申請し、認証基準\*1に適合していると判定された場合に、同機関が当該事業者を自己適合宣言登録事業者として登録し、WCMS\*2マークの使用を許諾します。

SUBARUでは、「安心と楽しさ」を提供価値とする個性的で魅力ある商品・サービスをお客様へお届けするための基盤となるコーポレートガバナンスおよび内部統制の重要な要素として、グループ内の内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、法令・社内規則等の違反について、相談・通報できる制度を運営しています。今後も、「コンプライアンス・ホットライン」の適切な運用によるコンプライアンス事案の早期発見・是正に取り組み、コンプライアンス経営を推進していきます。

\*1:「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(平成28年12月9日消費者庁)に基づく内部通報制度認証基準

\*2:「Whistleblowing Compliance Management System」の略



WCMS マーク ロゴ